

平成 30 年度尼崎市子ども・子育て審議会第 1 回利用者負担検討部会 議事録

開 催 日 時	平成 30 年 11 月 8 日（木） 午後 6 時 30 分～午後 7 時 50 分
開 催 場 所	尼崎市立すこやかプラザ ホール A
出 席 委 員	田邊部会長、橋本副部会長、鳴神委員、濱名委員、吉澤委員
議 題	（１）部会長による副部会長の指名 （２）これまでの保育料体系の見直し内容及び本市の財政状況等について （３）幼児教育・保育の無償化の動向について （４）その他
資 料	・資料 1 これまでの本市の保育料の体系の見直しの経緯と課題について ・資料 2－1 市報あまがさき ・資料 2－2 本市の財政状況について 平成 29 年度決算概要 尼崎市 ・資料 3 幼児教育の無償化について ・参考資料 1 平成 29 年度「2 号・3 号認定子ども」の保育料について（阪神間各市）

開会

●配布資料の確認

1 部会長による副部会長の指名

●尼崎市子ども・子育て審議会条例第 8 条第 3 項に基づき、部会長から副部会長を指名

（副部会長あいさつ）

2 これまでの保育料体系の見直し内容及び本市の財政状況等について

●資料 1、資料 2－1、資料 2－2、参考資料 1 に基づき、事務局から説明

部会長

ありがとうございました。「これまでの本市の保育料体系の見直し内容」では、今までの経緯を改めて整理していただきました。

もう 1 つは「本市の財政状況等」です。全体的に見ますと相当厳しい状況となっており、今後はそれらを踏まえた上で、やりくりをしないといけないということです。

今の説明に対し、何かご意見等はございませんでしょうか。

委員

尼崎市の財政を一番圧迫しているのは扶助費でよろしかったでしょうか。扶助費の割合が非常に高いのは、尼崎市の特徴かもしれませんが、扶助費に関して、市単独で負担している部分と、国や県の交付税や補助金などの内訳はいくらですか。

事務局

地方交付税は、国から地方公共団体に対して交付される資金であり、その使途についての制限はなく、一般財源として取り扱われますので、交付された地方交付税の内、どの費目にどの程度充てられているかを積算することは性質上できないものとなっております。

また、扶助費については、それぞれの高齢者福祉や障がい者福祉の負担割合に応じて、国や県から負担金や補助金をもらっているところがほとんどだと思います。

扶助費のほとんどが高齢者等に対する生活保護などですので、生活保護費であれば、国が2分の1、県が4分の1で75%の負担をいただき、市の負担割合は25%です。他の費目についても、内容によって変わってきますが、国県等から一定の収入がある状況です。なお、地方交付税については、どこに何を充てているのか分かりません。

委員

尼崎市の財政状況は厳しく、扶助費の割合が非常に多くなっていることについて、いろんなところで話をしますと、「そんなことはないはず、交付税措置がされているはずだから、財政状況が厳しいのは、それが理由ではないのではないか」と言われます。

実際のところ、どの部分が一番大変なのでしょうか。

事務局

これまで、赤字財政団体に陥らないために、行政改革を行ってきた事実があります。その過程で、それまで行っていた市の単独事業のほとんどが無くなったのは事実です。また、柔軟な対応ができないとのことで、市債をものすごく発行してきたという経緯もあります。退職手当を市債で充てざるを得ないこともありました。

その中でなんとか一般会計の歳入歳出のやりくりをしてきて、そのために実質公債費比率や将来負担比率が大きく伸びてしまいました。市としても人件費がものすごく高いため、職員数も一番多いときに比べ、かなりの人数を減らし、人件費をカットするなど対応して参りました。

尼崎市の特徴で言えば、平成初期は競艇場が、年間で百数十億を一般会計に繰り出していましたので、尼崎市にとってプラスでした。それを財源にし、市民サービスを手厚くできる状況でしたが、収益事業収入も大幅に減少し、今はほとんど無い状況であり、また、市内の少子高齢化もあって、扶助費が増加してきております。

委員

将来負担比率と有形固定資産減価償却率の相関図で、尼崎市が高いのはなぜですか。

事務局

将来負担比率が高いのは先程に説明した内容のとおりです。有形固定資産減価償却率については、中核市との平均と比べてほとんど変わらず、中核市平均と比較しても、本市は△0.3と書いてありますので、大きな差はなく、有形固定資産減価償却費率が特別に高いということではありません。

委員

簡単に言うと、建物（有形固定資産）が古いということですか。

事務局

他都市と同じくらいです。実際のところ、有形固定資産減価償却率をみると他都市と変わらない状況で、中核市平均とも差はほとんどありませんが、本市が図の中で上部に位置しているということは、将来負担率が高いという特徴を示しているものになります。

部会長

他にご質問等はありませんか。

（発言なし）

部会長

続きまして、「（３）幼児教育・保育の無償化の動向」について事務局から説明をお願いします。

３ 幼児教育・保育の無償化の動向について

●資料３、資料３－２に基づき、事務局から説明

部会長

ありがとうございます。無償化の財源については、内容が曖昧で、どのように配分されるかも全く分からず、今、内容を詰めるのはなかなか難しいことだと思います。ただ、今の尼崎市の財政状況を考えると、これ以上、地方の負担が増えると大変なので、何とかそれを押し返そうとしているということです。

事務局

全国市長会が国へ働きかけをしており、今日もその内容が新聞に掲載されており、国で財源を負担してほしい旨が書いてありました。

部会長

ただ、正確な情報は分からず、概要の説明しかできない状況です。何かご質問等ございますか。

委員

６ページの図表で、中程に記載の「障害児通園施設」は、児童でということでしょうか。

事務局

通園施設はいろんな種類があると思います。そのことについて、国からは、どこまでを範囲とするかを検討している途中であると聞いております。

委員

障害児通園施設の費用はいくらかかっても無償化されるという見込みですか。

事務局

その範囲がどこまでなのかによって変わってくると思います。今のところ全く決まっていないため、範囲が広くなればなるほど、無償化の対象も広がるし、その逆の場合もあると思います。

委員

この児童通園施設に通うのは、何らかの特別な、発達障害などを認定された人ということで、誰でも通えるというわけではないですね。

事務局

施設の利用については児童福祉法に規定されており、利用可否については判定することになります。しかし、どの施設まで無償化の対象となるかは、まだ分かりません。

副部会長

例えば、放課後デイサービスは学童なので対象外になるだろうと思います。児童発達支援センターなのか、児童発達支援事業所を含めるのか、事業所となると社会福祉法人以外で利用を行う単独のものなど、いろいろありますので、その範囲は先ほどの事務局からの説明の通りです。

利用料に関しては、上限が決まっていないとのことなので、結果を待つしかないと思います。ただ、事業所が多様な形態なので、法人格だけにするのか、事業所を多様なところまで範囲に含めるのか、または、センターだけにするのかで、場所が変わってきますので、結果を待ちたいと思います。

部会長

ありがとうございます。他に何かありませんか。

委員

子どもが3歳以上の人でも、少し所得が高い方は、高い保育料を払っています。そこから全部無償になるのですか。

事務局

保育所、認定こども園、新制度に係る幼稚園について、3歳以上児は全て無償です。1・2号認定こどもは全て無償ということが前提ですので、そのとおりです。

委員

この月2.57万円というのは何ですか。

事務局

私学助成の幼稚園は、保育料の利用者負担額を法人や園が設定していますので、2.57万円を上限に無償化とするものです。

委員

3歳児は無償になるということですか。

事務局

今のところ、1・2号認定こどもに関する利用者負担については無償化に向けて、国が検討を進めています。

委員

認定こども園の場合、1号認定こどもは3歳の誕生日から無償になるのに対して、2号認定こどもだと、3歳になった翌年4月からしか無償にならないのは差があるように感じます。保護者が不満に思ったりしなければ良いのですが。

事務局

就学前教育、就学前保育の無償化になりますので、就学前教育（1号認定）については、3歳からの無償化を進めることになると聞いています。ただし、保育の必要性がある場合は2号認定になりますので、3歳児（満4歳児）クラスから無償化の対象となる方向性が示されています。

委員

幼稚園に在園する2歳児は3号認定こどもなので無償化の対象になりません。幼稚園では1号認定こどものみが無償になります。預かり保育も同様です。

委員

障がい児施設に通っている子どもで、交流を兼ねて、保育所の一時預かり保育に来る子どもも結構います。そのような場合も無償化の対象になるのですか。

事務局

保育の必要性があるかどうかであり、一時預かりについても先程の説明で、保育の必要性が認められる場合に無償化の対象になります。

委員

保育の必要性は市が判断するのですか。

事務局

保育の必要性とは、保育認定のことであり、就労など様々な理由により、保育所の利用の可否などの認定になります。判断は基本的に、市町村が行うことになります。

委員

受け入れる施設側は、保育の必要性がある子と、そうでない子によっては、収入が変わるのですか。

事務局

具体的にどこの施設ですか。

委員

自分の保育園では、一時預かりを実施しており、今までは保育の必要性の有無は関係なく実施していました。無償化の実施後は、保育の必要性の有無について、必要と判断されなかった子においては、一時預かりには来られないということですか。

事務局

来られないとかではなく、無償になるかならないかの違いになります。

利用者に対し、どのように無償化の恩恵が受けられる支払い方法になるのかなどが、まだ何も決まっておらず、行政が事業者を支払う手法や、保護者が事業者へ直接支払った後に、行政に請求する手法などが考えられますが、本当に何も決まっていない状況です。

事業者については無償化の実施によって、収入が変わるということは無いと思います。

委員

子どもを公立保育所に通わせていましたが、正社員で夫婦共働きなので、一番高い階層の利用者負担額を払っていました。

先ほど、人件費が高いことがマイナスであるように説明されていましたが、それ以上のサービスを受けたと思います。私がしんどいときも相談に乗っていただき、手厚く対応していただいたので、サービスの質に関して、単に商品を買うこととは全く違うことであると実感しました。

子どもが小学校に入学し、児童ホームの指導員の先生に、「〇〇保育所の子はみんな明るくて、はっきりと自分の主張ができる。」と言っていていただき、やはり、あの公立保育所で手厚くサービスを受けれたことは、本当にありがたいことだったと思っています。

私は保育所のことしか知りませんが、それ以外の幼稚園や認定こども園の専門の話はもっともであり、そのように進めていただければと思いますが、利用者としては、よく言われているようにサービスの質が気になります。

人件費を抑えるとか、将来に借金を増やさないために財政の健全化をしていかないといけないなど、一生懸命検討してくださっているのはありがたいと思います。しかしながら、2、3年前に無償化の話が初めて出たときに、ママ友の間では、「もっと早く無償化になっていたらよかった。」と言っていました。最近では、「〇〇保育所が民営化されるらしい」とか、「今度は高架下に保育所を作るらしい」などの話を聞くと、「それで本当に大丈夫なのか、保育士が集まらないなどの問題もある一方で、人件費を抑えようとしたら、ベテランの保育士が勤められなくなるのではないか」など、疑問を持ってしまいます。

保育料が高くなるので、「母親がパートに入るのをやめて家にいた方がいいのだろうか」や、「仕事を辞めた方がいいのか」など悩む家庭もあると思うので、無償化もありがたいですが、質の確保を優先に考えていただきたいと思います。

部会長

人件費は、パーソナルサービスの質に具体的に関わってくるので、単純に削減すればいいという問題ではないと思います。

ベストは、安い保育料で質の高いサービスを受けられ、かつ、働いている人たちにも十分な労働条件が担保できれば良いですが、財政が逼迫していると言われてしまうと、苦しい事情があるのが事実だと言わざるを得ません。

今のご発言はしっかりと受け止めて、無償化や民営化ということで財政の健全化を優先してしまうと、肝心のサービスの質が落ちてしまい、結果的に子どもたちに跳ね返ってくることがあることは、心に留めておいてほしいとのことだと思います。

副部会長

良いサービスを受けるにあたっては、市だけの負担ではなく、費用対効果を期待して、利用者もしっかり利用料を負担することは当然であるという意見だと思って聞いていましたので、それは市にとってはありがたいと思います。

部会長

貴重なご意見ありがとうございました。他に何かご意見等ありませんか。

今日は最初に事務局から説明がありましたが、財源の出所も対応もまだ決まっていないので、具体的に詰めることはできません。そのため、今までの経過説明と無償化の簡単な概要説明だけとなりました。

他に意見等無ければ、最後に事務局より「(4) その他」の説明をお願いします。

4 その他

●次回（第2回）利用者負担検討部会の日程等の事務連絡

田邊部会長

これもちまして、尼崎市子ども・子育て審議会第1回利用者負担検討部会を終了します。

閉会

以 上

会 議 録 署 名 者

委 員

委 員